

## 社会福祉法人梨花の里 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人梨花の里(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

### (年間報酬総額)

第4条 この法人の評議員の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### **(費用弁償)**

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 4 旅費は、実費を支給する。
- 5 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 6 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

### **(兼務役員)**

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

### **(公表)**

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### **(改廃)**

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### **(補足)**

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

### **附則**

この規程は平成29年6月16日から施行する。

別表1(出席報酬日額)

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬等	理事	実 費
	監事	実 費
評議員会出席報酬等	評議員	実 費

別表2(出張旅費等)

旅 費	宿泊費	日当	その他
実 費	実 費	5,000円	実 費